

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 三宅茂樹

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和4年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：政治資金としての使用と認識をしており、支部の口座で管理していました。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：事務所において政治資金として管理すればよいと考えていたからです。
支出はしておりません。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：執行部から特段の説明はなく、過去からそのような扱いをしていました。

以上

2019年12月23日及び2022年5月10日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 三宅茂樹

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019年12月23日のパーティー	2022年5月10日のパーティー
129万円	122万円
2. 「1」の金額について、令和7年1月23日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019年の件	公報要旨を修正
2022年の件	収支報告書を修正
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019年の件	個人で保管 自由民主党東京都世田谷区第3支部
2022年の件	個人で保管 自由民主党東京都世田谷区第3支部
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有・無	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有・無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
地検の告発を受け、整理した結果判明した。	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていましたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有・無	認識はありませんでした。
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
定かではありません。	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
政治資金収入として取り扱い、個人的収入ではありません。	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
政治資金規正法を遵守すべきと考えます。	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？

政治資金規正法の理解と遵守、第3者機関のチェックを徹底する対策が必要と考えます。

12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。

十分ではなかったと感じる。今後は勉強会を開くなど、認識を深めることが重要と考えます。

13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？

都議会、会派、議員個人の意識改革に繋がるものであるべきと考えます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 三宅茂樹

Q 1 2019年飛躍のつどいに向けて、100枚のパーティー券と領収書(白紙、額面20,000円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A 1

そのような気がします。

Q 2 配布されたパーティー券100枚の内、都議会自民党に納入するノルマは50枚分(100万円)とされていましたか。

A 2

はい。

Q 3 2019年・2022年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A 3 2019年 115枚(×2万=230万)
2022年 123枚(×2万=246万)

Q 4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A 4 2019年 企業60枚 個人25枚 団体30枚=115枚
2022年 企業63枚 個人23枚 団体37枚=123枚

Q 5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A 5 過去からそのような扱いをしていたと記憶しています。

Q 6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A 6

はい

Q 7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A 7

支部の口座で管理していました。

Q 8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8

使わずに保管していました。

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0

2 0 1 9 年の東京都公報の訂正、2 0 2 2 年の収支報告書の訂正

Q 1 1 2019年・2022年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1月23日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A 1 1

すべてです。

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは2012年・2013年・2016年・2017年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2

不記載は、ありません。

Q 1 3 2018年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A 1 3

あります。

Q 1 4 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A 1 4

不記載はありません。

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答

ありません。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答

会派との関係はなく、事務所で販売・管理をしていたため。

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答

ありません

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答

口座にて入金管理していました。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答

政治資金規正法を理解したうえで、口座の管理を行うことが重要と考えます。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答

政治資金として、管理保管するものと認識しておりました。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答

認識しておりませんでした。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019年、2022年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答

収入・支出についての記録がないのでわかりません

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを公表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答

・政党支部や政治団体に帰属する資金であり、それらの団体の目的に沿って使用されるものと考えています

問⑩ スtockしていただいで使っていないのであれば、これまでのStock額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。Stock額の全額はいくらになりますか？

回答

収支報告書を訂正した額がすべてです。

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答

支部の口座で管理していました。

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答

ありません。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答

通帳の確認を行いました。

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した2019年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答

ストックはありません。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような用途があったか教えていただけますか？

回答

保管し、支出はありません。

問⑯ 政治資金規正法にのっとり、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答

政党支部に帰属するものであり、個人所得には当たりません。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答

政党支部において、政治活動に使うために保管していました。

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答

パーティー売り上げを口座で確実に管理し、第三者チェックをいれること。